

警備業法施行細則

[制定 平成18年岐阜県公安委員会規則第1号
改正 平成21年岐阜県公安委員会規則第8号
改正 令和元年岐阜県公安委員会規則第2号
改正 令和3年岐阜県公安委員会規則第8号]

(原文縦書き)

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 護身用具の携帯の禁止及び制限（第2条－第4条）
- 第3章 機械警備業者の即応体制の整備の基準等（第5条・第6条）
- 第4章 指定医の指定（第7条－第9条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 護身用具の携帯の禁止及び制限

（護身用具の携帯禁止）

第2条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

一 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超える90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

二 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超える130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

三 刺股

四 非金属製の楯^{たて}

五 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

（警戒棒等の携帯制限）

第3条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。

ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

(警戒じょうの携帯制限)

第4条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。

- 一 法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）
- 二 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

イ 空港

ロ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ハ 大使館、領事館その他の外交関係施設

ニ 国会関係施設及び政府関係施設

ホ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水所その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

ヘ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

- 三 検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

第3章 機械警備業者の即応体制の整備の基準等

(即応体制の整備の基準)

第5条 法第43条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができるように行わなければならない。ただし、へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができると岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認めた警備業務対象施設（以下「特例対象施設」という。）については、この限りでない。

- 2 機械警備業者は、前項ただし書の規定による特例対象施設の認定を

受けようとするときは、公安委員会に対し、即応体制の特例対象施設認定申請書（別記様式第1号）によりその基地局を管轄する警察署長を経由して申請しなければならない。

- 3 公安委員会は、前項の申請をした者に対し、当該申請の審査の結果を、即応体制の特例対象施設審査結果通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（努力義務）

第6条 機械警備業者は、基地局において盜難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するよう努めなければならない。

第4章 指定医の指定

（指定）

第7条 法第51条の規定により公安委員会が指定する医師（以下「指定医」という。）の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

- 2 指定医は、それぞれ別の病院又は診療所に勤務する医師から2人以上を指定するものとする。
- 3 指定医の任期は、指定を受けた日から起算して3年とする。ただし、再指定を妨げない。
- 4 指定医の指定は、委嘱状（別記様式第3号）を交付して行うものとする。

（指定の解除）

第8条 公安委員会は、前条第3項の規定にかかわらず、指定医が次のいずれかに該当することとなったときは、指定医の指定を解除することができる。

- 一 精神保健指定医に該当しなくなったとき。
- 二 指定医から指定の解除の申出があったとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、指定医として業務を行うことが困難であると公安委員会が認めたとき。

（指定の告示）

第9条 公安委員会は、第7条第1項により指定医を指定したとき及び前条により指定医の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(警備業法第十条第1項の規定による護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 警備業法第10条第1項の規定による護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和47年岐阜県公安委員会規則第8号）
 - 二 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年岐阜県公安委員会規則第1号）
 - 三 警備業法第16条の2の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則（平成17年岐阜県公安委員会規則第13号）
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の警備業法第16条の2の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則の規定によりなされた指定は、この規則の相当規定によりなされた指定とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に警備業法（昭和47年法律第117号）第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法施行細則（以下この項において「新規則」という。）第2条第一号及び第二号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第2条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日公安委員会規則第8号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

警戒棒の制限

長さ	重量
30センチメートルを超える40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超える50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超える60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超える70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超える80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超える90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2（第2条関係）

警戒じょうの制限

長さ	重量
90センチメートルを超える100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超える110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超える120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超える130センチメートル以下	690グラム以下

別記様式第1号（第5条関係）

年　月　日			
岐阜県公安委員会 殿			
申請者の氏名又は名称及び住所			
即応体制の特例対象施設認定申請書			
警備業法施行細則第5条の規定により、即応体制の特例を適用する警備業務対象施設の認定の申請をします。			
申 請 者	氏　　名 (名称及び代表者氏名)		
	住　　所 (所　在　地)		
認定証を交付した 公安委員会の名称		公安委員会	認定証の番号
警備対象施設		名　称	
		所在地	
対象施設 に係る基 地局	名　称		
	所在地		
地局及び 待機所	名　称		
	所在地		
対象施設に係る即応体制を整備 することができない理由			
対象施設における盗難等の事故 の発生に関する情報を受信した 場合に講じようとする措置			

添付資料 基地局、待機所及び警備業務対象施設の位置を記入した地図を添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号（第5条関係）

岐公委()第 号
年 月 日

様

岐 阜 県 公 安 委 員 会 印
即応体制の特例対象施設審査結果通知書

警備業法施行細則第5条の規定により申請のあった即応体制の特例対象施設認定に関して審査した結果は下記のとおりであるので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 警備業務対象施設の名称及び所在地
- 3 不認定の場合の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号（第7条関係）

委 嘱 状	
氏名	様
病院の所在地及び名称	
委嘱内容	
あなたを、警備業法施行細則第7条の規定により岐阜県公安委員会の指定医として、年月日から年月日まで委嘱します。	
年月日	
岐阜県公安委員会	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする